

# 「地域公益活動」について

## 基本的視点

- 福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まっている中、社会福祉法人については、その本旨に従い、他の経営主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。
- 社会福祉法人は社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であることから、いわゆる余裕財産の活用にあたっては、地域ニーズに応じて社会福祉事業の新規事業や拡充に優先的に、更には地域における公益的な取組に再投資することが必要。
- 余裕財産の保有・使用の在り方については、公益性を担保する仕組みが必要。公益財団法人における公益認定制度や社会福祉法人の財務会計に係る実務を踏まえ、社会福祉法人の自律性に考慮しつつ、所轄庁の関与が必要。

◎規制改革に関する第2次答申(平成26年6月13日規制改革会議)(抄)

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。

しかしながら、これらのサービスを提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業などにおいて株式会社等と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同じ競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。

◎規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。(略)

◎社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日)(抄)

社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組(以下「地域における公益的な活動」という。)が求められている。

## (参考)関係条文等

### ○社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄)

#### (定義)

第二十二條 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

#### (経営の原則)

第二十四條 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

#### (公益事業及び収益事業)

第二十六條 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

### ○「社会福祉法の解説」(社会福祉法令研究会)(抜粋)

「社会福祉法人は、本来、民間の社会福祉事業者として有する自主性・自律性を回復することによって、地域における様々な福祉需要にきめ細かく対応し、あるいは制度の狭間に落ちてしまった人々を救済していくために、創意工夫を凝らした福祉経営を行いつつ、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保を中心的に担う高い公共性を有する特別な法人類型として位置づけられるものである。」

## 考え方

○ 社会福祉法人の本旨に従い、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人が事業を行うに当たっての責務として位置付けてはどうか。また、その実績についての所轄庁への報告及び公表を義務付けてはどうか。（現況報告書への記載を想定）

○ 「再投下対象財産」（注）を保有する社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画（再投下計画）の作成を義務付けてはどうか。

（注）「再投下対象財産」…利益剰余金から事業継続に必要な財産額（事業に活用する財産、建替自己資金・修繕費、手元流動資金）を控除した額

「再投下計画」（仮称）には、社会福祉法人の目的・責務を踏まえ、①社会福祉事業、②「地域公益事業」（仮称）、③その他の公益事業に係る事業内容・規模を①～③の優先順位で検討の上、記載することとしてはどうか。

その際、「再投下計画」（仮称）における「地域公益事業」（仮称）は、地域の福祉ニーズを踏まえた無料又は低額な料金により行う公益事業（社会福祉法第26条に規定する公益事業）としてはどうか。

○ 再投下計画は、国のガイドラインに基づく公認会計士又は税理士の確認を受け、評議員会の承認を経た上で、所轄庁の承認を受けることとしてはどうか。また、所轄庁による承認は、以下の視点から計画の妥当性をチェックすることとしてはどうか。

- ・ 再投下対象財産と事業規模の妥当性
- ・ 自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）や地域協議会等における意見等地域の福祉ニーズとの整合性

# 地域における公益的な取組を実施する責務の考え方

福祉ニーズの  
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人  
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人  
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の  
本旨に基づき  
無料又は低額な料  
金により福祉サー  
ビスを提供する  
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

# 社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

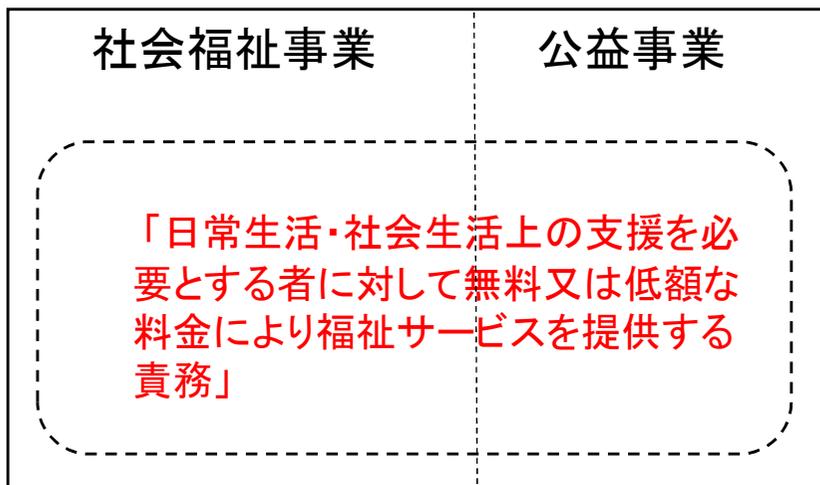
- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

## I 適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

## II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
  - ・評議員会による内部牽制
  - ・外部監査(会計監査人)の導入
  - ・財務諸表の公表
- 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
  - ・新たなサービスの展開
  - ・人材開発

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

## III 福祉サービスへの再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
  - ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
  - ・所轄庁による計画の承認
  - ・実績の所轄庁への報告と公表
- 等

# 再投下計画の作成に係るガバナンス

## 内部留保の明確化

①いわゆる内部留保(利益剰余金)  
= 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金積立額

②控除対象財産(事業継続用財産)  
= (1)事業目的に活用する土地、建物等  
+ (2)建物の建替、修繕  
+ (3)手元流動資金  
※負債との重複部分については調整

③社会福祉事業等投資額

④「地域公益事業」投資額

⑤公益事業投資額

## 再投下計画の作成に係るガバナンス

利益

蓄積

### 控除対象財産の算定

- 法人が用途を明記した財産目録及び控除対象財産計算書を作成。
- ①-②の額がある法人については
  - ・ 公認会計士又は税理士が国のガイドラインに照らして記載内容を確認。
  - ・ 法人が公認会計士等の確認書を添えて上記書類を所轄庁に提出(毎年度)。

### 再投下計画の作成等

#### 【①-②の額がある法人】

- ③→④→⑤の順に検討・再投下計画の案を作成
- 公認会計士又は税理士から、②~⑤の額等について、国のガイドラインに照らし、確認を受ける
- ④について、事業を行おうとする区域の地域住民等関係者の意見を聴く(地域協議会など)

評議員会での承認

公認会計士等の確認書を添えて承認を申請

承認された再投下計画に沿って事業実施

毎年度実績を報告(全体の事業報告に合わせて)

※所轄庁の承認を受けて計画の変更を行うことができる。  
軽微な変更については、届出のみ

#### 【所轄庁】

- 地域協議会の開催

- 再投下計画を以下の視点で審査の上、承認
  - ・ 事業規模の合理性
  - ・ 地域の需給を踏まえた合理性(③)
  - ・ 地域協議会の協議結果等との整合性(④)
  - ・ 公益事業としての妥当性(④・⑤)

- 実績報告を踏まえ、計画的に投資が行われるよう助言・指導監督。

# 再投下計画の対象事業と充当順位

対象事業	趣旨	充当順位
<p><b>社会福祉事業等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>社会福祉事業</u> (社会福祉法人による利用者負担の軽減を含む)</li> <li>・<u>小規模事業</u></li> </ul>	<p>○ 社会福祉事業(実質的に同じ機能を担う小規模事業を含む)として制度化された福祉サービスについて、地域のニーズに応じて再投資する。</p>	<p>○ 社会福祉法人は社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人</p>
<p><b>「地域公益事業」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>無料又は低額な料金により行う公益事業</u></li> </ul>	<p>○ 社会福祉事業として制度化されていない福祉サービスを地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業等を行う。(市場による安定的・継続的な供給が望めない事業)</p>	<p>○ 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手であるとともに、既存制度では対応できない地域ニーズにきめ細かく対応することを本旨とする(社会福祉法第24条)</p> <p>○ 規制改革実施計画(閣議決定)は、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から、生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施を義務付けとしている。</p>
<p><b>その他の公益事業</b></p>	<p>○ 上記以外の公益事業</p>	

